

産後ケア事業（短期入所型）業務委託仕様書

1 目的

産後ケア事業の業務（以下「本業務」という。）は、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 対象者

秋田市（以下「市」という。）に住所を有する産婦およびその乳児のうち、産後ケアを必要とする者で、市が決定した者

4 実施担当者

本業務の実施を管理する者のほか、助産師、保健師又は看護師を24時間体制で1名以上配置すること。特に、出産後4か月頃までの時期は、褥婦や新生児に対する専門的ケア（乳房マッサージを含む。）を行うことから、原則、助産師を中心とした実施体制で対応すること。その上で、必要に応じて心理に関する知識を有する者および育児等に関する知識を有する者（保育士、管理栄養士等）を置くこと。

5 実施内容

(1) 事業内容

- ア 病院、診療所又は助産所等に短期入所させて産後ケアを行う。なお、分娩施設での延長入院（産褥入院）とは区別する必要がある。
- イ 利用は一人あたり7日までとする。

(2) ケアの内容

- ア 産婦および乳児に対する保健指導および授乳指導（乳房マッサージを含む）
- イ 産婦に対する療養上の世話
- ウ 産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- エ 育児に関する指導や育児サポート等

(3) 実施場所

原則として次の設備を有する施設であること。

- ア 居室
- イ カウンセリングを行う部屋
- ウ 乳児の保育を行う部屋
- エ 適当な換気、採光、照明、防湿および排水の設備
- オ その他、事業の実施に必要な設備

(4) 利用者自己負担額

- ア 契約で定めた産後ケア利用料（非課税）の利用者毎の総額の10分の1に相当する額（100円未満切り捨て）を利用者自己負担額とし、産後ケア終了時に受託者が利用者から徴収する。徴収後、受託者が定めた領収書を発行する。
- イ 利用者が生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する者である場合は、利用者自己負担額を無料とする。
- ウ 受託者が委託料として市に請求する額は、産後ケア利用料から利用者自己負担額を控除した額とする。

(5) 留意事項

- ア きめ細やかな良質なケアを行う観点から1日あたりの利用人員の上限はおおむね20人とする。
- イ 提供する食事は、利用者の身体的回復に考慮したもので、帰宅後の生活の参考になるものとする。
- ウ 施設の設置および運営に当たっては、他の法令等を遵守するとともに、施設内の衛生管理に努めること。

6 業務完了報告書の提出

- (1) 受託者は、本業務の実績を毎月取りまとめ、翌月20日（3月分にあつては、3月31日）までに業務完了報告書を市に提出するものとする。
- (2) 翌月20日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、提出期限をその直後の平日に繰り下げるものとする。

7 委託料の請求および支払

市が業務完了報告書の内容を審査し、適切に業務が履行されたことを確認した後に市に委託料の支払請求書を提出するものとする。

8 その他

- (1) 別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守すること。
- (2) 業務遂行上に問題が生じた場合は、速やかに双方で協議するものとする。

- (3) 安全面および衛生面には十分配慮するとともに、賠償責任保険等に参加すること。
- (4) 利用者の症状の急変等に備えて、対応マニュアルの整備および定期的な研修を行うこと。
- (5) 事業実施に当たり、事故時の報告、連絡および相談のルートならびに災害時の対応等、必要事項をあらかじめ取り決めておくこと。